【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年９月27日
【中間会計期間】	第９期中（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	Ｆ＠Ｎ　Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　柳澤　安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目１番８号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　堂下　裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目１番８号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　堂下　裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町１丁目４番９号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第７期中	第８期中	第９期中	第７期	第８期
会計期間		自平成17年 １月１日 至平成17年 ６月30日	自平成18年 １月１日 至平成18年 ６月30日	自平成19年 １月１日 至平成19年 ６月30日	自平成17年 １月１日 至平成17年 12月31日	自平成18年 １月１日 至平成18年 12月31日
売上高	(千円)	2,057,294	2,553,761	2,914,381	4,270,550	5,367,930
経常利益	(千円)	337,016	490,289	507,172	765,882	994,895
中間（当期）純利益	(千円)	199,804	291,329	259,954	450,475	589,976
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	268,650	895,300	914,150	883,300	895,300
発行済株式総数	(株)	17,400	96,280	99,345	18,776	96,280
純資産額	(千円)	684,057	2,812,721	3,113,765	2,501,696	3,112,555
総資産額	(千円)	1,698,739	4,130,665	4,544,751	3,795,683	4,533,465
１株当たり純資産額	(円)	39,313.67	29,213.98	31,593.41	133,239.05	32,328.15
１株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	12,253.36	3,068.54	2,675.55	26,538.58	6,170.27
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	―	2,657.79	2,391.82	22,307.16	5,385.04
１株当たり配当額	(円)	―	―	―	―	1,200
自己資本比率	(％)	40.3	68.1	68.5	65.9	68.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	465,352	309,825	308,082	924,192	618,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△14,533	△975,238	△137,994	△201,588	△2,049,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	42,163	18,863	△256,306	1,605,925	24,863
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	1,159,710	2,348,705	1,503,338	2,995,255	1,589,557
従業員数 ［外、平均臨時雇用者数］	(人)	56 [19]	90 [34]	114 [43]	68 [24]	103 [40]

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．第７期中の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び新株予約権を発行しており、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、第７期中において当社株式は非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できないので記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年６月30日現在

従業員数（人）	114〔43〕

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、当中間会計期間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。
２．従業員数が当中間会計期間において、11名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における日本経済は、急激な世界情勢の変化や個人消費の伸び悩みなどの不安定な要因があったものの、回復基調にある国内景気に支えられ、比較的堅調に推移しました。

このような状況の中で当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野は、ADSLや光ファイバー等のブロードバンドの普及、携帯電話の定額料金制度導入などを背景に、インターネット利用者やブログ（日記形式のWebサイト）開設者の増加、電子商取引推進企業の広がりとともに、今後も引き続き拡大が予測されております。

当中間会計期間におきましては、インターネット業界全体のトラフィック数（データ通信量）の伸び悩みや一部業界における広告予算の縮小があり厳しい状況もありましたが、サービス品質向上を重視したプロモーション展開や、昨年３月より開始した携帯向けアフィリエイトサービスの強化に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間末の売上高は、2,914,381千円（前年同期比14.1％増）となりました。また、営業利益は、494,400千円（前年同期比1.3％増）、経常利益は507,172千円（前年同期比3.4％増）となりましたが、特別損失64,359千円計上により、中間純利益は259,954千円（前年同期比10.8％減）と、増収減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前中間会計期間末に比べ845,366千円減少し、1,503,338千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、308,082千円の収入となり、前年同期比1,742千円の収入減となりました。これは、主に税引前当期純利益を442,813千円計上した一方、法人税等の支払額が228,043千円あったことによるもであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、137,994千円の支出となり、前年同期比837,244千円の支出減となりました。これは、主に投資有価証券の取得による支出が554,876千円及び抵当証券の取得による支出が900,000千円あった一方、投資有価証券の償還による収入が400,000千円及び抵当証券の償還による収入が900,000千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、256,306千円の支出（前年同期は18,863千円の収入）となりました。これは、主に自己株式の取得による支出が181,235千円及び配当金の支払額が98,639千円あったことによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前年同期比（%）
パソコン向けアフィリエイト広告サービス（千円）	2,585,314	105.6
携帯向けアフィリエイト広告サービス（千円）	230,031	1,173.4
自社媒体運営（千円）	62,399	194.8
他社媒体広告販売（千円）	35,736	67.5
その他売上（千円）	900	61.9
合計（千円）	2,914,381	114.1

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

５【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	300,000
計	300,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成19年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成19年９月27日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	99,345	99,345	ジャスダック証券取引所	－
計	99,345	99,345	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成19年９月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年３月28日の定時株主総会決議により平成16年３月10日発行)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年６月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年８月31日)
新株予約権の数(個)	344(注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,880(注) 1,4,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注) 5	同左
新株予約権の行使期間	平成17年４月１日から 平成25年３月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注) 5 資本組入額 5,000(注) 5	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) １．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株の100分の１未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年４月１日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③ 新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

４．新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。
５．平成17年３月９日付で１株を４株の割合、平成18年３月１日付で１株を５株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

（平成16年３月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行）

区分	中間会計期間末現在 （平成19年６月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年８月31日）
新株予約権の数（個）	114　（注）４	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,280（注）１，４，５	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000　（注）５	同左
新株予約権の行使期間	平成18年４月１日から 平成26年３月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　10,000（注）５ 資本組入額　5,000（注）５	同左 同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）３	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株の100分の１未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
２．当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分（新株予約権、平成14年４月１日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
③ 新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却
新株予約権者が権利行使をする前に、当社並びに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。
(3) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
4．新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。
5．平成17年３月９日付で１株を４株の割合、平成18年３月１日付で１株を５株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

（平成17年３月30日の定時株主総会決議により平成17年４月20日発行）

区分	中間会計期間末現在 （平成19年６月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年８月31日）
新株予約権の数（個）	259（注）３	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,295（注）１，３，４	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）４	同左
新株予約権の行使期間	平成19年４月１日から 平成27年３月29日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　 20,000（注）４ 資本組入額 10,000（注）４	同左 同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株の100分の１未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
２．新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の行使の条件
① 取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
③ 新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
(2) 新株予約権の消却
取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
3．新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。
4．平成18年３月１日付で１株を５株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

（平成18年３月30日の定時株主総会決議により平成18年４月21日発行）

区分	中間会計期間末現在 （平成19年６月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年８月31日）
新株予約権の数（個）	748（注）３	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	748（注）１，３	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	779,196	同左
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から 平成25年３月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　779,196 資本組入額　389,598	同左 同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
2．新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の行使の条件
① 取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
(2) 新株予約権の消却
取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。
(3) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。
3．新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

（平成19年３月29日の定時株主総会決議により平成19年６月20日発行）

区分	中間会計期間末現在 （平成19年６月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年８月31日）
新株予約権の数（個）	395（注）３	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	395（注）１，３	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	184,000	同左
新株予約権の行使期間	平成21年４月１日から 平成25年３月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　262,675 資本組入額　131,338	同左 同左
新株予約権の行使の条件	（注）２	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

①　取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りでない。

②　新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③　その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

３．新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成19年４月10日(注)１	3,065	99,345	18,850	914,150	18,850	1,166,100
平成19年５月１日(注)２	―	99,345	―	914,150	△1,147,250	18,850

（注）１．新株予約権の行使によるものであります。

２．会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5)【大株主の状況】

平成19年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
柳澤安慶	神奈川県川崎市高津区	29,740	29.94
楽天株式会社	東京都港区六本木６－10－１	5,779	5.82
アール・シー・ワイ・ブラザーズ株式会社	神奈川県横浜市中区山下町１	5,515	5.55
株式会社インプレスホールディングス	東京都千代田区三番町20	3,913	3.94
松本洋志	神奈川県横浜市栄区	3,187	3.21
張力牧	東京都港区	3,061	3.08
小林直行	東京都中野区	2,410	2.43
内田徹	神奈川県藤沢市	2,387	2.40
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウンツイー　アイエスジー（常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,UNITED KINGDOM（東京都千代田区丸の内２－７－１）	1,908	1.92
杉山紳一郎	東京都港区	1,720	1.73
計	－	59,620	60.01

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　800	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　98,545	98,545	－
端株	－	－	－
発行済株式総数	99,345	－	－
総株主の議決権	－	98,545	－

②【自己株式等】

平成19年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷一丁目１番８号	800	－	800	0.81
計	－	800	－	800	0.81

２【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年１月	２月	３月	４月	５月	６月
最高（円）	331,000	287,000	249,000	236,000	183,000	217,000
最低（円）	272,000	229,000	196,000	156,000	128,000	153,000

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	営業本部長	取締役	営業本部長兼業務推進部長	佐藤吉勝	平成19年６月１日

第５【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年１月１日から平成18年６月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年１月１日から平成19年６月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年１月１日から平成18年６月30日まで）の中間財務諸表についてはあずさ監査法人及び双葉監査法人による共同中間監査を受け、当中間会計期間（平成19年１月１日から平成19年６月30日まで）の中間財務諸表については、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年６月30日）金額（千円）		構成比（％）	当中間会計期間末（平成19年６月30日）金額（千円）		構成比（％）	前事業年度の要約貸借対照表（平成18年12月31日）金額（千円）		構成比（％）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
１．現金及び預金		2,348,705			1,444,498			1,502,697		
２．売掛金		506,624			580,440			575,923		
３．有価証券		500,668			846,731			875,466		
４．抵当証券		―			700,000			700,000		
５．たな卸資産		―			644			567		
６．その他		59,546			79,824			78,386		
貸倒引当金		△25,695			△25,941			△23,385		
流動資産合計			3,389,850	82.1		3,626,197	79.8		3,709,655	81.8
Ⅱ　固定資産										
１．有形固定資産										
(1) 建物	※１	5,513			15,829			17,039		
(2) 工具器具備品	※１	41,284			52,480			51,311		
有形固定資産合計			46,798			68,309			68,350	
２．無形固定資産										
(1) ソフトウェア		31,752			73,663			47,581		
(2) ソフトウェア仮勘定		13,735			43,144			14,436		
無形固定資産合計			45,488			116,808			62,017	
３．投資その他の資産										
(1) 投資有価証券		591,168			630,912			610,625		
(2) その他		60,105			103,094			83,548		
貸倒引当金		△2,745			△571			△732		
投資その他の資産合計			648,528			733,435			693,441	
固定資産合計			740,815	17.9		918,553	20.2		823,810	18.2
資産合計			4,130,665	100.0		4,544,751	100.0		4,533,465	100.0

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年６月30日）金額（千円）		構成比（%）	当中間会計期間末（平成19年６月30日）金額（千円）		構成比（%）	前事業年度の要約貸借対照表（平成18年12月31日）金額（千円）		構成比（%）
（負債の部）										
Ⅰ　流動負債										
１．買掛金		696,789			798,315			710,541		
２．短期借入金		48,000			40,000			54,000		
３．未払金		63,857			87,473			97,577		
４．未払法人税等		193,400			202,616			233,308		
５．前受金		214,121			179,516			210,188		
６．ポイント引当金		―			515			2,011		
７．賞与引当金		26,926			35,687			34,000		
８．その他	※２	29,381			37,344			43,967		
流動負債合計			1,272,477	30.8		1,381,469	30.4		1,385,594	30.5
Ⅱ　固定負債										
１．預り保証金		45,466			49,516			35,316		
固定負債合計			45,466	1.1		49,516	1.1		35,316	0.8
負債合計			1,317,943	31.9		1,430,985	31.5		1,420,910	31.3
（純資産の部）										
Ⅰ　株主資本										
１．資本金			895,300	21.7		914,150	20.1		895,300	19.7
２．資本剰余金										
(1) 資本準備金		1,147,250			18,850			1,147,250		
(2) その他資本剰余金		―			1,147,250			―		
資本剰余金合計			1,147,250	27.8		1,166,100	25.7		1,147,250	25.3
３．利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		772,338			1,215,403			1,070,985		
利益剰余金合計			772,338	18.7		1,215,403	26.7		1,070,985	23.7
４．自己株式			―	―		△180,874	△4.0		―	―
株主資本合計			2,814,888	68.2		3,114,779	68.5		3,113,535	68.7
Ⅱ　評価・換算差額等										
１．その他有価証券評価差額金			△2,166	△0.1		△1,407	△0.0		△980	△0.0
評価・換算差額等合計			△2,166	△0.1		△1,407	△0.0		△980	△0.0
Ⅲ　新株予約権			―	―		393	0.0		―	―
純資産合計			2,812,721	68.1		3,113,765	68.5		3,112,555	68.7
負債純資産合計			4,130,665	100.0		4,544,751	100.0		4,533,465	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）			当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）			前事業年度の要約損益計算書（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			2,553,761	100.0		2,914,381	100.0		5,367,930	100.0
Ⅱ　売上原価	※1		1,575,584	61.7		1,741,520	59.8		3,283,190	61.2
売上総利益			978,176	38.3		1,172,860	40.2		2,084,740	38.8
Ⅲ　販売費及び一般管理費										
１．広告宣伝費		35,602			57,395			94,483		
２．販売手数料		57,608			78,738			126,312		
３．役員報酬		29,340			30,471			59,280		
４．給料手当		166,823			237,554			370,076		
５．法定福利費		24,061			33,721			51,621		
６．減価償却費	※1	6,212			16,211			18,088		
７．地代家賃		36,309			62,178			82,812		
８．賞与引当金繰入額		24,015			32,744			29,043		
９．貸倒引当金繰入額		1,837			3,103			3,245		
10．ポイント引当金繰入額		—			515			2,011		
11．その他		108,483	490,295	19.2	125,826	678,460	23.3	266,841	1,103,817	20.5
営業利益			487,881	19.1		494,400	16.9		980,922	18.3
Ⅳ　営業外収益										
１．受取利息		8			553			368		
２．有価証券利息		1,612			5,068			6,316		
３．抵当証券利息		—			2,772			—		
４．投資有価証券売却益		5,152			4,142			13,460		
５．その他		1,353	8,126	0.3	1,117	13,653	0.5	2,598	22,743	0.4
Ⅴ　営業外費用										
１．支払利息		340			371			690		
２．新株発行費		5,136			—			—		
３．株式交付費		—			131			5,136		
４．自己株式取得費用		—			361			—		
５．投資有価証券売却損		—			15			1,995		
６．その他		241	5,718	0.2	—	881	0.0	947	8,770	0.2
経常利益			490,289	19.2		507,172	17.4		994,895	18.5

区分	注記番号	前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）金額（千円）		百分比（%）	当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）金額（千円）		百分比（%）	前事業年度の要約損益計算書（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）金額（千円）		百分比（%）
Ⅵ　特別損失										
１．固定資産除却損		726			1,399			5,292		
２．投資有価証券評価損		―			43,638			―		
３．証券代行移行費用		―	726	0.0	19,321	64,359	2.2	―	5,292	0.1
税引前中間(当期)純利益			489,562	19.2		442,813	15.2		989,603	18.4
法人税、住民税及び事業税		187,830			199,343			397,251		
法人税等調整額		10,403	198,233	7.8	△16,484	182,859	6.3	2,375	399,626	7.4
中間(当期)純利益			291,329	11.4		259,954	8.9		589,976	11.0

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年１月１日　至平成18年６月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
前事業年度（平成17年12月31日）残高（千円）	883,300	1,135,250	―	1,135,250	―	―	481,009	481,009	―	2,499,559
中間会計期間中の変動額										
新株の発行（千円）	12,000	12,000	―	12,000	―	―	―	―	―	24,000
中間純利益（千円）	―	―	―	―	―	―	291,329	291,329	―	291,329
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
中間会計期間中の変動額合計（千円）	12,000	12,000	―	12,000	―	―	291,329	291,329	―	315,329
当中間会計期間（平成18年６月30日）残高（千円）	895,300	1,147,250	―	1,147,250	―	―	772,338	772,338	―	2,814,888

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
前事業年度（平成17年12月31日）残高（千円）	2,137	―	―	2,137	―	2,501,696
中間会計期間中の変動額						
新株の発行（千円）	―	―	―	―	―	24,000
中間純利益（千円）	―	―	―	―	―	291,329
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	△4,303	―	―	△4,303	―	△4,303
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△4,303	―	―	△4,303	―	311,025
当中間会計期間（平成18年６月30日）残高（千円）	△2,166	―	―	△2,166	―	2,812,721

当中間会計期間（自平成19年１月１日　至平成19年６月30日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前事業年度（平成18年12月31日）残高（千円）	895,300	1,147,250	―	1,147,250	1,070,985	1,070,985	―	3,113,535
中間会計期間中の変動額								
新株の発行（千円）	18,850	18,850	―	18,850	―	―	―	37,700
その他資本剰余金へ振替（千円）	―	△1,147,250	1,147,250	―	―	―	―	―
剰余金の配当（千円）	―	―	―	―	△115,536	△115,536	―	△115,536
中間純利益（千円）	―	―	―	―	259,954	259,954	―	259,954
自己株式の取得（千円）	―	―	―	―	―	―	△180,874	△180,874
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	―	―	―	―	―	―	―	―
中間会計期間中の変動額合計（千円）	18,850	△1,128,400	1,147,250	18,850	144,418	144,418	△180,874	1,244
当中間会計期間（平成19年６月30日）残高（千円）	914,150	18,850	1,147,250	1,166,100	1,215,403	1,215,403	△180,874	3,114,779

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
前事業年度（平成18年12月31日）残高（千円）	△980	△980	―	3,112,555
中間会計期間中の変動額				
新株の発行（千円）	―	―	―	37,700
その他資本剰余金へ振替（千円）	―	―	―	―
剰余金の配当（千円）	―	―	―	△115,536
中間純利益（千円）	―	―	―	259,954
自己株式の取得（千円）	―	―	―	△180,874
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）（千円）	△426	△426	393	△33
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△426	△426	393	1,210
当中間会計期間（平成19年６月30日）残高（千円）	△1,407	△1,407	393	3,113,765

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年１月１日　至平成18年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
前事業年度（平成17年12月31日）残高（千円）	883,300	1,135,250	1,135,250	481,009	481,009	2,499,559
事業年度中の変動額						
新株の発行（千円）	12,000	12,000	12,000	―	―	24,000
当期純利益（千円）	―	―	―	589,976	589,976	589,976
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）（千円）	―	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計（千円）	12,000	12,000	12,000	589,976	589,976	613,976
当事業年度（平成18年12月31日）残高（千円）	895,300	1,147,250	1,147,250	1,070,985	1,070,985	3,113,535

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度（平成17年12月31日）残高（千円）	2,137	2,137	2,501,696
事業年度中の変動額			
新株の発行（千円）	―	―	24,000
当期純利益（千円）	―	―	589,976
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）（千円）	△3,117	△3,117	△3,117
事業年度中の変動額合計（千円）	△3,117	△3,117	610,858
当事業年度（平成18年12月31日）残高（千円）	△980	△980	3,112,555

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間（当期）純利益		489,562	442,813	989,603
減価償却費		13,359	20,387	31,226
賞与引当金の増減額		6,219	1,687	13,293
貸倒引当金の増減額		△4,187	2,393	△8,509
ポイント引当金の増減額		―	△1,496	2,011
受取利息及び配当金		―	△8,407	△6,684
新株発行費		5,136	―	―
株式交付費		―	131	5,136
固定資産除却損		726	1,399	5,292
投資有価証券評価損		―	43,638	―
証券代行移行費用		―	19,321	―
投資有価証券売却益		△5,152	△4,142	△13,460
投資有価証券売却損		―	15	1,995
売上債権の増減額		△25,539	△3,829	△93,351
仕入債務の増減額		110,005	87,773	123,757
未払消費税等の増減額		△20,726	△12,708	△10,006
前受金の増減額		43,710	△30,671	39,776
未払金の増減額		13,219	△9,628	34,586
預り保証金の増減額		3,200	14,200	△6,950
その他		△862	△13,819	△2,434
小計		628,672	549,058	1,105,281
利息及び配当金の受取額		925	5,709	4,139
利息の支払額		△340	△371	△690
証券代行移行費用の支払額		―	△18,270	―
法人税等の支払額		△319,432	△228,043	△490,069
営業活動によるキャッシュ・フロー		309,825	308,082	618,660

		前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資有価証券の売却による収入		49,757	94,869	457,158
投資有価証券の償還による収入		―	400,000	200,000
投資有価証券の取得による支出		△966,487	△554,876	△1,873,487
抵当証券の償還による収入		―	900,000	―
抵当証券の取得による支出		―	△900,000	△700,000
有形固定資産の取得による支出		△24,694	△11,424	△46,660
無形固定資産の取得による支出		△26,236	△66,564	△52,866
敷金及び保証金の差入による支出		△7,576	―	△30,013
その他		―	―	△3,353
投資活動によるキャッシュ・フロー		△975,238	△137,994	△2,049,222
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		―	△14,000	6,000
株式の発行による収入		18,863	37,568	18,863
自己株式の取得による支出		―	△181,235	―
配当金の支払額		―	△98,639	―
財務活動によるキャッシュ・フロー		18,863	△256,306	24,863
Ⅳ　現金及び現金同等物の換算差額		―	―	―
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額		△646,549	△86,218	△1,405,698
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		2,995,255	1,589,557	2,995,255
Ⅶ　現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		2,348,705	1,503,338	1,589,557

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
１．資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 　中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2)　　　―――――	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 　中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 　移動平均法による原価法 (2) たな卸資産 貯蔵品 　最終仕入原価法による原価法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 貯蔵品 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 　定率法を採用しております。 　なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 　建物　15年 　工具器具備品　4年～10年 (2) 無形固定資産 　自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 ①　平成19年３月31日以前に取得したもの 　旧定率法を採用しております。 ②　平成19年４月１日以後に取得したもの 　定率法を採用しております。 　なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 　建物　15年 　工具器具備品　4年～10年 （会計方針の変更） 　法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 　これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ102千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 　定率法を採用しております。 　なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 　建物　15年 　工具器具備品　4年～10年 (2) 無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 　売上債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 　賞与引当金については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3)　　　―――――	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) ポイント引当金 　将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当中間会計期間末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 　賞与引当金については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。 (3) ポイント引当金 　将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

項目	前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
			（追加情報） ポイント制度の導入により、当事業年度からポイント引当金を計上しております。この結果、販売費及び一般管理費は2,011千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。
４．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
５．中間キャッシュ・フロー計算書（キュッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
６．その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日)	当中間会計期間 (自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日)	前事業年度 (自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針　第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	――――――	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針　第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号　平成17年11月29日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	――――――	(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号　平成17年11月29日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
(中間貸借対照表「純資産の部」表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は2,812,721千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	――――――	(貸借対照表「純資産の部」表示に関する会計基準) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は3,112,555千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）
（中間貸借対照表） 投資その他の資産の「投資有価証券」は前中間会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「その他」に含まれる「投資有価証券」は19,949千円であります。 （中間キャッシュ・フロー計算書） 営業キャッシュ・フローの「未払消費税等の増減額」は前中間会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「その他」に含まれる「未払消費税等の増減額」は2,745千円であります。 営業キャッシュ・フローの「未払金の増減額」は前中間会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「その他」に含まれる「未払金の増減額」は269千円であります。	（中間キャッシュ・フロー計算書） 営業キャッシュ・フローの「受取利息及び配当金」は前中間会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「その他」に含まれる「受取利息及び配当金」は1,620千円であります。 （繰延資産の当面の取扱い） 当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年８月11日　実務対応報告第19号）を適用しております。 前中間会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。 また、前中間会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成18年６月30日）	当中間会計期間末 （平成19年６月30日）	前事業年度末 （平成18年12月31日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 43,034千円 ※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※１．有形固定資産の減価償却累計額 64,942千円 ※２．消費税等の取扱い 同左	※１．有形固定資産の減価償却累計額 54,191千円 ※２．―――――

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産　7,195千円 無形固定資産　6,163千円	※１．減価償却実施額 有形固定資産　11,404千円 無形固定資産　8,982千円	※１．減価償却実施額 有形固定資産　18,352千円 無形固定資産　12,873千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	18,776	77,504	－	96,280
合　計	18,776	77,504	－	96,280
自己株式				
普通株式	－	－	－	－

（注）普通株式の発行済株式総数の増加77,504株は、株式分割（１：５）による増加75,104株及び新株予約権の権利行使による新株の発行による増加2,400株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）
１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）１	96,280	3,065	―	99,345
合　計	96,280	3,065	―	99,345
自己株式				
普通株式（注）２	―	800	―	800
合　計	―	800	―	800

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加3,065株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加800株は、自己株式の市場買付けによる増加であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	393
合計		―	―	―	―	―	393

３．配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年３月29日定時株主総会	普通株式	115,536	1,200	平成18年12月31日	平成19年３月30日

前事業年度（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）
１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	18,776	77,504	―	96,280
合　計	18,776	77,504	―	96,280
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合　計	―	―	―	―

（注）普通株式の発行済株式総数の増加77,504株は、株式分割（１：５）による増加75,104株及び新株予約権の権利行使による新株の発行による増加2,400株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成15年３月定時株主総会決議新株予約権（注１）	普通株式	2,080	8,320	1,840	8,560	－
	平成16年３月定時株主総会決議新株予約権（注２）	普通株式	704	2,816	560	2,960	－
	平成17年３月定時株主総会決議新株予約権（注３）	普通株式	413	1,652	45	2,020	－
	平成18年３月定時株主総会決議新株予約権（注４）	普通株式	－	922	68	854	－
合計		－	3,197	13,710	2,513	14,394	－

（注）１．当該新株予約権の当事業年度の増加は株式分割によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。
２．当該新株予約権の当事業年度の増加は株式分割によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。
３．当該新株予約権の当事業年度の増加は株式分割によるものであり、減少は新株予約権の消却によるものであります。なお、当該新株予約権の平成19年４月１日より行使可能となります。
４．当該新株予約権の当事業年度の増加は新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の消却によるものであります。なお、当該新株予約権の平成20年４月１日より行使可能となります。

３．配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年３月29日定時株主総会決議	普通株式	115,536	利益剰余金	1,200	平成18年12月31日	平成19年３月30日

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）	当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）	前事業年度（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年６月30日現在） （千円） 現金及び預金勘定　2,348,705 現金及び現金同等物　2,348,705	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年６月30日現在） （千円） 現金及び預金勘定　1,444,498 マネー・マネージメント・ファンド（有価証券）　38,840 公社債投資信託（有価証券）　20,000 現金及び現金同等物　1,503,338	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年12月31日現在） （千円） 現金及び預金勘定　1,502,697 マネー・マネージメント・ファンド　86,859 現金及び現金同等物　1,589,557

（リース取引関係）

前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
内容の重要性が乏しく、契約１件当たりの金額が少額なリース取引のため、中間財務諸表等規則第５条の３において準用する財務諸表等規則第８条の６第６項の規定により記載を省略しております。	同左	内容の重要性が乏しく、契約１件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第８条の６第６項の規定により記載を省略しております。

（有価証券関係）

前中間会計期間末（平成18年６月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	12,298	11,026	△1,272
コマーシャルペーパー	99,850	99,868	17
債券	983,341	980,943	△2,398
合計	1,095,490	1,091,837	△3,652

当中間会計期間末（平成19年６月30日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	4,350	3,580	△770
債券	1,255,465	1,253,862	△1,602
合計	1,259,815	1,257,442	△2,372

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	161,361
マネー・マネージメント・ファンド	38,840
公社債投資信託	20,000

前事業年度末（平成18年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	1,600	1,488	△112
コマーシャルペーパー	99,829	99,840	10
債券	1,159,452	1,157,903	△1,550
合計	1,260,884	1,259,231	△1,652

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	140,000
マネー・マネージメント・ファンド	86,859

（デリバティブ取引関係）
前中間会計期間末（平成18年６月30日）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末（平成19年６月30日）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末（平成18年12月31日）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）
前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）
当社は関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）
当社は関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）
当社は関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）

１．ストック・オプションの内容及び規模
当中間会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年４月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　5名 当社監査役　3名 当社従業員 85名
ストック・オプションの付与数（注）	普通株式　922株
付与日	平成18年４月21日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間	平成18年４月21日から平成20年３月31日まで
権利行使期間	平成20年４月１日から平成25年３月31日まで
権利行使価格（円）	779,196

（注）株式数に換算して記載しております。

２．中間財務諸表への影響
影響はありません。

当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）

１．ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
　売上原価　17千円
　販売費及び一般管理費　375千円

２．ストック・オプションの内容及び規模
　当中間会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成19年６月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名 当社監査役　３名 当社従業員　91名
ストック・オプションの付与数（注）	当社普通株式　395株
付与日	平成19年６月20日
権利確定条件	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者については、権利行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間	平成19年６月20日から平成21年３月31日まで
権利行使期間	平成21年４月１日から平成25年３月31日まで
権利行使価格（円）	184,000
付与日における公正な評価単価（円）	78,675

（注）株式数に換算して記載しております。

前事業年度（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）

１．ストック・オプションの内容及び規模
　当事業年度において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年４月ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　5名 当社監査役　3名 当社従業員 85名
ストック・オプションの付与数（注）	普通株式　922株
付与日	平成18年４月21日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間	平成18年４月21日から平成20年３月31日まで
権利行使期間	平成20年４月１日から平成25年３月31日まで
権利行使価格（円）	779,196

（注）株式数に換算して記載しております。

２．財務諸表への影響
　　影響はありません。

（企業結合等）
　該当事項はありません。

（１株当たり情報）

<table>
<tr><th>前中間会計期間
（自　平成18年１月１日
至　平成18年６月30日）</th><th>当中間会計期間
（自　平成19年１月１日
至　平成19年６月30日）</th><th>前事業年度
（自　平成18年１月１日
至　平成18年12月31日）</th></tr>
<tr><td>１株当たり純資産額　29,213.98円
１株当たり中間純利益金額　3,068.54円
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　2,657.79円

当社は、平成18年３月１日付で株式１株につき５株の株式分割を行っております。
なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間及び前事業年度における１株当たり情報については、以下のとおりとなります。
<table><tr><th>前中間会計期間</th><th>前事業年度</th></tr><tr><td>１株当たり純資産額　7,862.73円
１株当たり中間純利益金額　2,450.67円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株引受権付社債及び新株予約権を発行しており、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価の把握ができないので記載しておりません。</td><td>１株当たり純資産額　26,647.81円
１株当たり当期純利益金額　5,307.72円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　4,461.43円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、当社株式が上場した平成17年11月30日以前に行使又は消滅した新株引受権及び新株予約権については、相当する期中平均株価が把握できないため、普通株式増加数に含めておりません。</td></tr></table></td><td>１株当たり純資産額　31,593.41円
１株当たり中間純利益金額　2,675.55円
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　2,391.82円</td><td>１株当たり純資産額　32,328.15円
１株当たり当期純利益金額　6,170.27円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　5,385.04円

当社は平成18年３月１日付で株式１株につき５株の株式分割を行っております。
なお、当該株式分割が前期首に行われた仮定した場合の前事業年度における１株当たり情報については、以下のとおりとなります。
１株当たり純資産額　26,647.81円
１株当たり当期純利益金額　5,307.72円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　4,461.43円</td></tr>
</table>

（注）１株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間（自　平成18年１月１日　至　平成18年６月30日）	当中間会計期間（自　平成19年１月１日　至　平成19年６月30日）	前事業年度（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）
１株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益（千円）	291,329	259,954	589,976
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―	―
普通株式に係る中間（当期）純利益（千円）	291,329	259,954	589,976
期中平均株式数（株）	94,941	97,159	95,615
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益調整額	―	―	―
普通株式増加数（株）	14,672	11,526	13,914
（うち新株予約権）	(14,672)	(11,526)	(13,914)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年３月30日株主総会決議ストックオプション　普通株式922株	平成18年３月30日株主総会決議ストックオプション　普通株式748株	平成18年３月30日株主総会決議ストックオプション　普通株式854株

（重要な後発事象）

前中間会計期間 （自　平成18年１月１日 至　平成18年６月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年１月１日 至　平成19年６月30日）	前事業年度 （自　平成18年１月１日 至　平成18年12月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。	１．自己株式の取得 平成19年２月19日開催の当社取締役会において、当社定款第６条に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。 (1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本施策を遂行するために自己株式を取得するものであります。 (2) 取得の内容 取得する株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 800株（上限） （発行済普通株式総数に占める割合0.831％） 株式の取得価額の総額 200,000千円（上限） 取得の時期 平成19年2月20日から 平成19年3月28日 (3) 提出日現在の取得状況 800株取得しております。 ２．資本準備金の額の減少決議 平成19年３月29日開催の第８回定時株主総会において、会社法第448条第１項の規定に基づき「資本準備金の額の減少の件」について決議しております。その概要は次のとおりであります。 (1)減少する資本準備金の額等 資本準備金1,147,250千円を全額減少させ、その他資本剰余金に振替えるもの (2)債権者異議申述最終期日 平成19年４月30日 (3)資本準備金の額の減少が効力を生じる日 平成19年５月１日 ３．ストックップションとして新株予約権の発行決議 平成19年３月29日開催の第８回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び監査役、当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を決議いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第８期）（自　平成18年１月１日　至　平成18年12月31日）平成19年３月29日関東財務局長に提出。

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自　平成19年２月19日　至　平成19年２月28日）平成19年３月６日関東財務局長に提出

報告期間（自　平成19年３月１日　至　平成19年３月31日）平成19年４月６日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年９月27日

株式会社　ファンコミュニケーションズ

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮　直仁	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅岡　伸生	印

双葉監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	外山　雄一	印

私たち監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成18年１月１日から平成18年12月31日までの第８期事業年度の中間会計期間（平成18年１月１日から平成18年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成18年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年１月１日から平成18年６月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年９月27日

株式会社　ファンコミュニケーションズ

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮　直仁	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅岡　伸生	印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成19年１月１日から平成19年12月31日までの第９期事業年度の中間会計期間（平成19年１月１日から平成19年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成19年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年１月１日から平成19年６月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。